

## 低入札価格調査制度に係る取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、京都府道路公社会計規程第71条第2項において準用する京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第152条の「最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合」の制度（以下「低入札価格調査制度」という。）に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (調査基準価格の設定)

第2条 工事の請負に係る競争入札において、最低の入札価格によつては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当者等の定める割合を、予定価格に乗じて得た価格とする。

ただし、その割合の算定は次のとおりとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 特別なものについては、前号の算定方法にかかわらず、10分の7から10分の9の範囲内で適宜の割合とする。

### (特別重点調査)

第2条の2 調査基準価格未満の入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の各号に掲げる費用の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった各号に掲げる費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額から円未満の端数を切り捨てた額に満たない者及びこれと同等と認めて別に定める者に対して、特に重点的な調査（以下「特別重点調査」という。）を実施するものとする。

- (1) 直接工事費 10分の7.5
- (2) 共通仮設費 10分の7
- (3) 現場管理費 10分の7
- (4) 一般管理費等 10分の3

### (調査基準価格の確定)

第3条 契約担当者は、対象工事に係る請負契約を競争入札に付そうとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により基準価格を算出し、予定価格調書に「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に105分の100を乗じて得た金額を「調査基準価格の100/105 〇〇円」と記載しておくものとする。

### (競争入札参加者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、一般競争入札にあっては入札説明書、入札公告その他に、指名競争入札にあっては入札通知書に、低入札価格調査制度を適用することがあることを明記し、契約担当者は、入札執行の際に次のことを説明する。

- (1) 低入札価格調査制度を適用することがあること。
- (2) 調査基準価格未満の入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格未満の入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者となら

ない場合があること。

- (4) 調査基準価格未満の入札を行った者は、必要な資料を提出し、事情聴取に応じることにより第6条に規定する調査に協力すること。
- (5) 入札者が第6条に規定する調査に協力しない場合は、その入札を無効とし、指名停止措置を講じることがあること。

(入札の執行)

第5条 入札の結果、調査基準価格未満の入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「調査基準価格未満の入札があったので、規則第152条の規定により調査を実施するために落札決定を保留する。」旨を宣言する。

(調査の実施)

第6条 入札執行者は、調査基準価格未満の入札を行った者により、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを確認するために、次の各号に掲げる事項について入札者に対し期限を定めて必要な資料の提出を求め、事情聴取を行い、関係機関へ照会する等により調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書
- (2) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した同種の公共工事及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) 前10号までを事情聴取した結果についての調査検討
- (12) 第9号の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- (14) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況等）
- (15) その他

2 第2条の2の規定により特別重点調査を実施する場合は、前項に規定する方法により調査を行うものとし、次の各号に掲げる事項を特に重点的に確認するものとする。

- (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書
- (2) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 機械リース元一覧
- (9) 労務者の具体的供給見通し
- (10) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）
- (11) 品質確保体制（品質管理計画書）
- (12) 品質確保体制（出来形管理計画書）
- (13) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
- (14) 安全衛生管理体制（点検計画）
- (15) 安全衛生管理体制（仮設設置計画）
- (16) 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
- (17) 過去に施工した同種の公共工事及び発注者

- (18) 経営内容
  - (19) 前18号までを事情聴取した結果についての調査検討
  - (20) 第17号の公共工事の成績状況
  - (21) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
  - (22) 信用状態（建設業法違反の有無、貸金不払の状況等）
  - (23) その他
- 3 前2項に規定する調査事項に係る資料等の様式その他調査の実施に係る詳細については、別途定める。

（調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置）

第7条 入札執行者は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

（調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置）

第8条 入札執行者は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、常務理事に報告し、常務理事が召集する契約審査委員会に調査を求めるものとする。

（契約審査委員会の組織）

第9条 契約審査委員会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、常務理事をもってあてる。
- (2) 委員は、事務局長、総務部長、事務所長（入札執行者）及び業務課長とする。
- (3) 委員会の会議は非公開とし、関係者は審議の内容を他に漏らしてはならない。

（契約審査委員会の調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置）

第10条 契約審査委員会の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、入札執行者は、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

（契約審査委員会の調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置）

第11条 契約審査委員会の調査の結果、最低価格入札者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、入札執行者は、契約審査委員会の意見を記載した書面を理事長に提出し、その承認を受けて、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

- 2 入札執行者は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

（準用規定）

第12条 次順位者が調査基準価格未満の入札者であった場合には、第6条から前条までの規定を準用する。

附 則

この要領は、平成 9年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年 9月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年 6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 6月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 1月 4日から施行し、施行日以降に入札参加資格確認通知又は入札通知を行うものから適用する。

# 低入札価格調査制度に係る取扱要領の運用について

京都市道路公社

この運用は、一般土木工事等とは異なる特殊な積算体系を有する工事等における「低入札価格調査制度に係る取扱要領」(以下「要領」という。)第2条(調査基準価格の設定)及び第2条の2(特別重点調査)の運用を、工事の種類ごとに定め、それらを取りまとめたものです。

なお、最低制限価格制度の運用については、調査基準価格を参考に価格を設定することとしています。

## 1 調査基準価格等の設定

### (1) 調査基準価格及び特別重点調査基準(以下「調査基準価格等」という。)の設定

工事の種類別	費目	直接工事費に区分するもの	共通仮設費に区分するもの	現場管理費に区分するもの	一般管理費等に区分するもの	
土木	鋼橋上部工工事	鋼橋製作費 (工場製作)	直接工事費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等
	土木電気通信 設備工事	機器費 (工場製作)	機器費×0.6 (直接製作費)	機器費×0.1 (間接労務費)	機器費×0.2 (工場管理費)	機器費×0.1 (一般管理費等)
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 機器間接費	一般管理費等
	土木機械設備 工事	機器費	直接製作費	間接労務費	工場管理費 設計技術費	一般管理費等
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費	一般管理費等
	建築	建築工事		直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費+ 直接工事費×0.1
建築機械設備工事		直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費+ 直接工事費×0.1	一般管理費等	
建築電気設備工事		直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費+ 直接工事費×0.1	一般管理費等	
昇降機設備工事等、製造部門 を持つ専門工事企業対象工事		直接工事費 ×0.8	共通仮設費	現場管理費+ 直接工事費×0.2	一般管理費等	
建築に係る解体工事		直接工事費 ×0.8	共通仮設費	現場管理費+ 直接工事費×0.2	一般管理費等	
調査基準価格(合計額)※			×0.95	+ ×0.9	+ ×0.7	+ ×0.3
特別重点調査(費目毎)※			×0.75	+ ×0.7	+ ×0.7	+ ×0.3

※:合計額から率による価格の算出方法や切り捨て方法等、詳細は取扱要領を参照のこと

(2) 調査基準価格等の設定にあたり、要領第2条第1号イ及びウ並びに第2条の2第2号及び第3号で規定する共通仮設費及び現場管理費については、それぞれ、積上げによる費用を含むものとする。

## 2 複数の工事の種類別から構成される工事における調査基準価格等の設定

調査基準価格等の設定にあたり、複数の工事の種類別から構成される工事については要領第2条第1号及び第2条の2の経費の区分においてそれぞれ工事の種類毎に算出したものの和を調査基準価格等とする。

(参考) 低入札価格調査制度に係る取扱要領(抄)

(調査基準価格の設定)

第2条 工事の請負に係る競争入札において、最低の入札価格によつては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときの基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当者等の定める割合を、予定価格に乗じて得た価格とする。

ただし、その割合の算定は次のとおりとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 特別なものについては、前号の算定方法にかかわらず、10分の7から10分の9の範囲内で適宜の割合とする。

(特別重点調査)

第2条の2 調査基準価格未満の入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の各号に掲げる費用の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった各号に掲げる費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額から円未満の端数を切り捨てた額に満たない者及びこれと同等と認めて別に定める者に対して、特に重点的な調査(以下「特別重点調査」という。)を実施するものとする。

(1) 直接工事費 10分の7.5

(2) 共通仮設費 10分の7

(3) 現場管理費 10分の7

(4) 一般管理費等 10分の3

3 改正 (H21.10.2)

<新旧対照表>

改正前	工事の種類		費目	直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に 区分するもの	一般管理費等に 区分するもの
	土木	土木電気通信 設備工事	機器費 (工場製作)	機器費×0.6 (直接製作費)	機器費×0.1 (間接労務費)	機器費×0.2 (工場管理費)	機器費×0.1 (一般管理費等)
			工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 <b>技術者間接費</b>	一般管理費等

  

改正後	工事の種類		費目	直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に 区分するもの	一般管理費等に 区分するもの
	土木	土木電気通信 設備工事	機器費 (工場製作)	機器費×0.6 (直接製作費)	機器費×0.1 (間接労務費)	機器費×0.2 (工場管理費)	機器費×0.1 (一般管理費等)
			工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 <b>機器間接費</b>	一般管理費等

<改正内容>

土木電気通信設備工事の現場管理費に区分するもの(工事費)  
 (改正前) 現場管理費 及び **技術者間接費**  
 (改正後) 現場管理費 及び **機器間接費**

<改正理由>

平成21年度版の国土交通省土木工事標準積算基準書(電気通信編)において、土木電気通信設備工事の間接工事費の構成が改正されたため。

4 改正 (H22.1.4~)

<新旧対照表>

改正前	工事の種類		費目	直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に 区分するもの	一般管理費等に 区分するもの		
	調査基準価格(合計額)※			×0.95	+	×0.9	+	×0.6	+
特別重点調査(費目毎)※			×0.75		×0.7		×0.6		×0.3

(参考) 低入札価格調査制度に係る取扱要領(抄)  
 (調査基準価格の設定)  
 第2条 工事の請負に係る競争入札において、最低の入札価格によつては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときの基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、契約ごとに**3分の2**から**10分の8.5**の範囲内で契約担当者等の定める割合を、予定価格に乗じて得た価格とする。  
 ただし、その割合の算定は次のとおりとする。  
 (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が**10分の8.5**を超える場合にあっては**10分の8.5**とし、**3分の2**に満たない場合にあっては**3分の2**とする。  
 ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額  
 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額  
 ウ 現場管理費の額に**10分の6**を乗じて得た額  
 エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額  
 (2) 特別なものについては、前号の算定方法にかかわらず、**3分の2**から**10分の8.5**の範囲内で適宜の割合とする。  
 (特別重点調査)  
 第2条の2 調査基準価格未満の入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の各号に掲げる費用の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった各号に掲げる費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額から円未満の端数を切り捨てた額に満たない者及びこれと同等と認めて別に定める者に対して、特に重点的な調査(以下「特別重点調査」という。)を実施するものとする。  
 (1) 直接工事費 10分の7.5  
 (2) 共通仮設費 10分の7  
 (3) 現場管理費 **10分の6**  
 (4) 一般管理費等 10分の3

  

改正後	工事の種類		費目	直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に 区分するもの	一般管理費等に 区分するもの		
	調査基準価格(合計額)※			×0.95	+	×0.9	+	×0.7	+
特別重点調査(費目毎)※			×0.75		×0.7		×0.7		×0.3

(参考) 低入札価格調査制度に係る取扱要領(抄)  
 (調査基準価格の設定)  
 第2条 工事の請負に係る競争入札において、最低の入札価格によつては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときの基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、契約ごとに**10分の7**から**10分の9**の範囲内で契約担当者等の定める割合を、予定価格に乗じて得た価格とする。  
 ただし、その割合の算定は次のとおりとする。  
 (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が**10分の9**を超える場合にあっては**10分の9**とし、**10分の7**に満たない場合にあっては**10分の7**とする。  
 ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額  
 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額  
 ウ 現場管理費の額に**10分の7**を乗じて得た額  
 エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額  
 (2) 特別なものについては、前号の算定方法にかかわらず、**10分の7**から**10分の9**の範囲内で適宜の割合とする。  
 (特別重点調査)  
 第2条の2 調査基準価格未満の入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の各号に掲げる費用の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった各号に掲げる費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額から円未満の端数を切り捨てた額に満たない者及びこれと同等と認めて別に定める者に対して、特に重点的な調査(以下「特別重点調査」という。)を実施するものとする。  
 (1) 直接工事費 10分の7.5  
 (2) 共通仮設費 10分の7  
 (3) 現場管理費 **10分の7**  
 (4) 一般管理費等 10分の3

<改正理由>

低入札価格調査制度に係る取扱要領の改正(モデル式の改定)